

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」補助制度（平成26年度補正予算） 申請受付開始について

一般社団法人全日本駐車協会

経済産業省が一般社団法人次世代自動車振興センターを通じて、EV、PHVの充電設備等の購入、設置工事に対して補助しております、標記充電インフラ整備促進事業補助制度の平成24年度補正予算分につきましては、機関誌PARKING第206号既報の通り募集期限の略1年延長後、平成27年2月27日をもって申請受付は終了しましたが、このほど平成26年度補正予算にて、新たに申請受付が開始されましたのでお知らせいたします。

今回の受付に係る事業要件は従前と大きく変わりませんが、従来の第1から第4の事業分類に新たに第5の事業として、（利用料金）課金装置の設置事業が加えられました。この場合本体の充電器そのものが第1、第2の事業の公共性※2の要件を満たす場所に設置されていることが必要とのことです。（事業分類詳細については後記参照）尚、申請受付期間等詳細は以下の通り。

1. 申請受付期間

平成27年3月2日から平成27年12月28日（申請額が予算総額＝300億円に達し次第終了）

2. 実績報告書の提出

平成28年2月12日

3. 各事業別補助対象経費

第1の事業

自治体等が策定するビジョン※1に示された場所に設置されかつ、かつ公共性※2を有するものとして同センターが認めた充電設備の設置事業。

- ・ 設置場所の例：官公署、高速道路パーキングエリア・サービスエリア、
公園・体育館・公会堂、空港、道の駅等
- ・ 種別：急速または普通充電設備または充電用コンセント（機械式駐車場）
- ・ 補助対象：機器購入費及び設置工事費（上限あり）
- ・ 補助率：2／3（道の駅は定額（上限あり））

第2の事業

公共性を有するものとして同センターが認めた充電設備の設置事業のうち第1の事業に該当しないもの。

- ・ 設置場所の例：ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、コインパーキング、テーマパーク等
- ・ 種別：急速または普通充電設備または充電用コンセント（機械式駐車場）
- ・ 補助対象：機器購入費及び設置工事費（上限あり）
- ・ 補助率：1／2

第3の事業

共同住宅や月極駐車場及び従業員駐車場等への充電設備の設置事業。

- ・ 種別：急速または普通充電設備、コンセントスタンド、充電用コンセント（機械式駐車場に限らず）
- ・ 補助対象：機器購入費及び設置工事費（上限あり）
- ・ 補助率：1／2

第4の事業

第1～第3の事業のいずれにも該当しない充電設備設置事業。

- ・ 設置場所の例：戸建て住宅、事務所等
- ・ 種別：急速または普通充電設備、コンセントスタンド
- ・ 補助対象：機器購入費及び設置工事費（上限あり）
- ・ 補助率：1／2

第5の事業

課金装置の設置事業、給電器の導入事業

- ・ 種別：課金装置、給電装置
- ・ 補助対象：機器購入費及び設置工事費（課金装置のみで上限あり）
- ・ 補助率：1／2

※1) 都道府県がEV、PHV用の充電設備を計画的に配備するために示した設置場所。

※2) 公共性の要件は、○公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる○利用が飲食・物品の購入などを条件としない（駐車料金の賦課は可）○利用者を限定しない、のすべての要件を満たすことが必要

尚、本事業の詳細、補助対象、申請までの流れ等の詳細は以下アドレスの一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ (<http://www.cev-pc.or.jp/>) に掲載されておりますので、ご参照ください。

※お問合せ先：一般社団法人次世代自動車振興センター

電話：03-5501-4415（充電インフラ補助コールセンター）

以上